

【別記1】

次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、ラ、Sの各点を順次結んだ線及びTとUとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点A 光市大字浅江字懸山周南流域下水道浄化センター埋立地南西端から護岸沿いに東へ89.5メートルの点に設置した標柱

B 光市虹ヶ浜三丁目柱崎南端

C 光市徳山下松港（光港）埠頭防波堤基部

D 光市小水無瀬島北西端

E 光市大水無瀬島灯台基部

F 光市大字島田新日本製鉄株式会社埋立地南西角

G 光市徳山下松港光南防波堤灯台基部

H 光市光漁港（戸仲）戸仲南防波堤南東角

I 光市大字室積村フィッシングパーク光ひよこたん橋北西角

J 光市大字室積村杵崎西端

K 光市大字室積村亀岩南端

L 光市大字室積村赤崎南東端

M 光市周防牛島灯標

N 光市室積港灯台基部

O 光市大字室積村赤岩南端

P 光市大字室積村正木の鼻南端

Q 光市尾島北端

R 光市大字室積村三ツ石南端

S 光市大字室積村梶取岬南端

T 光市島田川千歳大橋右岸南角

U 光市島田川千歳大橋左岸南角

点イ Aから199度300メートルの点

ロ Bから180度300メートルの点

ハ Cから270度300メートルの点

ニ Dから270度300メートルの点

ホ Dから225度300メートルの点

へ Eから225度300メートルの点

ト Eから180度300メートルの点

チ EとIとを結んだ線上Eから300メートルの点

リ Fから180度300メートルの点

ヌ Gから180度300メートルの点

ル Hから180度300メートルの点

ヲ Iから0度300メートルの点

ワ IとEとを結んだ線上Iから300メートルの点

カ Jから270度300メートルの点

- ヨ Kから180度300メートルの点
- タ Lから180度300メートルの点
- レ LとMとを結んだ線上Lから300メートルの点
- ソ NとOとを結んだ線上Nから300メートルの点
- ツ OとNとを結んだ線上Oから300メートルの点
- ネ PとQとを結んだ線上Pから300メートルの点
- ナ RとQとを結んだ線上Rから300メートルの点
- ラ SとMとを結んだ線上Sから300メートルの点

〈備考〉 共第74号の区域

【別記2】

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

- 基点A 光市周防牛島灯標
- B 光市大字室積村梶取岬南端
- C 光市大字室積村鼓ヶ浦南東端
- D 光市牛島押通鼻西端
- E 光市尾島北端
- F 光市牛島港牛島1号防波堤灯台基部
- G 光市牛島竜尾岬西端
- H 光市尾島明神鼻東端
- I 光市牛島百合鼻西端
- J 熊毛郡上関町祝島烏帽子鼻東端
- K 光市牛島黒岳鼻南端
- L 光市牛島平茂鼻東端
- M 熊毛郡上関町長島現後鼻西端
- N 熊毛郡上関町白井田港A防波堤灯台基部
- O 熊毛郡平生町周防筏瀬灯標
- P 光市牛島十郎鼻東端
- Q 熊毛郡田布施町勿島南端
- 点イ AとBとを結んだ線上Aから300メートルの点
- ロ AとCとを結んだ線上Aから300メートルの点
- ハ DとEとを結んだ線上Dから300メートルの点
- ニ FとBとを結んだ線上Fから300メートルの点
- ホ GとBとを結んだ線上Gから300メートルの点
- へ GとHとを結んだ線上Gから300メートルの点
- ト Iから270度300メートルの点
- チ IとJとを結んだ線上Iから300メートルの点
- リ KとJとを結んだ線上Kから300メートルの点
- ヌ LとMとを結んだ線上Lから300メートルの点

- ル LとNとを結んだ線上Lから300メートルの点
- ヲ LとOとを結んだ線上Lから300メートルの点
- ワ PとOとを結んだ線上Pから300メートルの点
- カ AとQとを結んだ線上Aから300メートルの点

〈備考〉 共第77号の区域

【別記3】

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

基点A 光市尾島北端

B 光市大字室積村鼓ヶ浦南東端

C 光市尾島西端

D 熊毛郡上関町祝島烏帽子鼻東端

E 光市尾島明神鼻東端

F 光市牛島竜尾岬西端

G 光市大字室積村梶取岬南端

点イ AとBとを結んだ線上Aから300メートルの点

ロ Cから270度300メートルの点

ハ CとDとを結んだ線上Cから300メートルの点

ニ EとFとを結んだ線上Eから300メートルの点

ホ AとGとを結んだ線上Aから300メートルの点

〈備考〉 共第78号の区域

【別記4】

次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、Qの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点A 光市大字室積村梶取岬南端

B 光市周防牛島灯標

C 熊毛郡田布施町円石灯標

D 熊毛郡田布施町馬島大塩鼻南西端

E 熊毛郡田布施町勿島南端

F 熊毛郡平生町佐合島クグリ岩西端

G 熊毛郡平生町佐合島蜂巢鼻北端

H 熊毛郡田布施町勿島東端

I 熊毛郡平生町平生佐賀港沖防波堤西灯台基部

J 熊毛郡田布施町馬島小山頂上

K 熊毛郡平生町大字佐賀平生港（田名）埋立地南東角

L 熊毛郡田布施町馬島北東端

M 熊毛郡平生町大字佐賀字阿多田島4000番14の栈橋南西角

N 熊毛郡田布施町馬島才塩鼻北端

O 熊毛郡平生町大字佐賀字阿多田島西端

- P 熊毛郡田布施町大字別府国木田独歩詩碑跡地の下の岩壁に設置した標識
- Q 熊毛郡田布施町尾津漁港西側防波堤屈折部南角
- R 熊毛郡平生町大字佐賀字阿多田島阿多田島灯標基部
- 点イ AとBとを結んだ線上Aから300メートルの点
- ロ CとBとを結んだ線上Cから300メートルの点
- ハ DとBとを結んだ線上Dから300メートルの点
- ニ EとBとを結んだ線上Eから300メートルの点
- ホ FとBとを結んだ線上Fから300メートルの点とニとを結んだ線の中央点
- へ EとGとを結んだ線の中央点
- ト HとIとを結んだ線上Hから300メートルの点
- チ JとIとを結んだ線上Jから300メートルの点
- リ JとKとを結んだ線上Kから670メートルの点
- ヌ LとMとを結んだ線の中央点
- ル NとOとを結んだ線の中央点
- ヲ OとPとを結んだ線の中央点
- ワ QとRとを結んだ線の中央点

〈備考〉 共第79号の区域

【別記5】

次のA、イ、Cの各点を順次結んだ線及びDとEとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点A 熊毛郡田布施町大字別府尾津漁港西側防波堤屈折部南角
- B 熊毛郡平生町大字佐賀字阿多田島阿多田島灯標基部
- C 熊毛郡平生町大字佐賀字阿多田島西端
- D 熊毛郡田布施町田布施川新八海橋右岸北角
- E 熊毛郡平生町田布施川新八海橋左岸北角
- 点イ AとBとを結んだ線の中央点

〈備考〉 共第80号の区域

【別記6】

次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、Sの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点A 熊毛郡平生町大字佐賀字阿多田島西端
- B 熊毛郡平生町大字佐賀字阿多田島阿多田島灯標基部
- C 熊毛郡田布施町尾津漁港西側防波堤屈折部南角
- D 熊毛郡田布施町大字別府国木田独歩詩碑跡地の下の岩壁に設置した標識
- E 熊毛郡田布施町馬島才塩鼻北端
- F 熊毛郡平生町大字佐賀字阿多田島4000番14の栈橋南西角
- G 熊毛郡田布施町馬島北東端
- H 熊毛郡平生町大字佐賀平生港（田名）埋立地南東角

- I 熊毛郡田布施町馬島小山頂上
- J 熊毛郡平生町佐賀漁港（丸山）西側防波堤突端
- K 熊毛郡平生町佐合島末州鼻北東端
- L 熊毛郡平生町佐賀漁港（小森）沖側防波堤突端
- M 熊毛郡平生町平生佐賀港沖防波堤西灯台基部
- N 熊毛郡平生町大字小郡秋森鼻南端
- O 熊毛郡上関町長島奈古屋崎北端
- P 熊毛郡平生町佐賀漁港（尾国）沖側防波堤突端
- Q 熊毛郡上関町亀岩灯標
- R 熊毛郡平生町大字尾国唐釜西端
- S 熊毛郡上関町室津漁港（志田）西側防波堤基部
- 点イ BとCとを結んだ線の中央点
- ロ AとDとを結んだ線の中央点
- ハ AとEとを結んだ線の中央点
- ニ FとGとを結んだ線の中央点
- ホ HとIとを結んだ線上Hから670メートルの点
- へ JとKとを結んだ線上Jから300メートルの点
- ト LとIとを結んだ線上Lから300メートルの点
- チ MとKとを結んだ線上Mから300メートルの点
- リ NとOとを結んだ線上Nから300メートルの点
- ヌ PとQとを結んだ線上Pから300メートルの点
- ル RとQとを結んだ線上Rから300メートルの点
- ヲ SとOとを結んだ線上Sから300メートルの点

〈備考〉 共第81号の区域

【別記7】

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、ヌ、ル、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

- 基点A 熊毛郡田布施町勿島東端
- B 熊毛郡平生町平生佐賀港沖防波堤西灯台基部
- C 熊毛郡田布施町勿島南端
- D 熊毛郡平生町佐合島蜂巢鼻北端
- E 光市周防牛島灯標
- F 熊毛郡平生町佐合島クグリ岩西端
- G 熊毛郡平生町佐合島小潟鼻西端
- H 熊毛郡平生町周防筏瀬灯標
- I 光市牛島平茂鼻東端
- J 熊毛郡上関町白井田港A防波堤灯台基部
- K 熊毛郡平生町佐合島大浦鼻南端
- L 熊毛郡上関町亀岩灯標

- M 熊毛郡平生町大字小郡秋森鼻南端
- N 熊毛郡平生町佐合島丈ヶ鼻北東端
- O 熊毛郡上関町長島奈古屋崎北端
- P 熊毛郡平生町佐合島末州鼻北東端
- 点イ AとBとを結んだ線上Aから300メートルの点
- ロ CとDとを結んだ線の中央点
- ハ CとEとを結んだ線上Cから300メートルの点とニとを結んだ線の中央点
- ニ FとEとを結んだ線上Fから300メートルの点
- ホ GとEとを結んだ線上Gから300メートルの点
- へ HとEとを結んだ線上Hから300メートルの点
- ト HとIとを結んだ線上Hから300メートルの点
- チ HとJとを結んだ線上Hから300メートルの点
- リ KとLとを結んだ線上Kから300メートルの点
- ヌ KとMとを結んだ線とNとOとを結んだ線との交点
- ル PとBとを結んだ線上Pから300メートルの点

〈備考〉 共第82号の区域

【別記8】

次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、Mの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点A 熊毛郡上関町室津漁港（志田）西側防波堤基部
- B 熊毛郡上関町長島奈古屋崎北端
- C 熊毛郡上関町大字室津弁天島西端
- D 熊毛郡上関町沖鍋島東端
- E 熊毛郡上関町室津港昭和町防波堤灯台基部
- F 熊毛郡上関町長島龍の鼻北端
- G 熊毛郡上関町室津港瀬戸防波堤南西角
- H 熊毛郡上関町上関港A防波堤灯台基部
- I 熊毛郡上関町大字室津上関大橋橋台南東角
- J 熊毛郡上関町大字長島上関大橋橋台北東角
- K 熊毛郡上関町舵掛岩灯標
- L 熊毛郡上関町八島洲崎北端
- M 熊毛郡上関町と柳井市との最大高潮時海岸線における境界点
- N 柳井市ハンドウ島西端
- 点イ AとBとを結んだ線上Aから300メートルの点
- ロ CとDとを結んだ線上Cから300メートルの点
- ハ EとFとを結んだ線の中央点
- ニ GとHとを結んだ線の中央点
- ホ IとJとを結んだ線の中央点
- へ KとLとを結んだ線上Kから300メートルの点

ト MとNとを結んだ線上Mから300メートルの点

〈備考〉 共第83号の区域

【別記9】

次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、ラ、ム、ウ、キ、ノ、オ、ク、ヤ、マ、ケ、フ、コ、P' の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点A 熊毛郡上関町長島アオサダイ東端
- B 熊毛郡上関町八島西端
- C 熊毛郡上関町長島イーボ南端
- D 熊毛郡上関町長島桜崎東端
- E 熊毛郡上関町上関漁港（蒲井）南側防波堤突端
- F 熊毛郡上関町長島木崎南東端
- G 熊毛郡上関町八島洲崎北東端
- H 熊毛郡上関町横島長崎鼻西端
- I 熊毛郡上関町長島先鹿尾鼻東端
- J 熊毛郡上関町横島岩戸崎南端
- K 熊毛郡上関町長島赤石鼻大岩南端
- L 熊毛郡上関町横島大石鼻北端
- M 熊毛郡上関町横島平バエ鼻東端
- N 熊毛郡上関町横島イモンボ鼻東端
- O 熊毛郡上関町舵掛岩灯標
- P 熊毛郡上関町室津漁港（白浜）防波堤南東角
- Q 熊毛郡上関町大字長島上関大橋橋台北東角
- R 熊毛郡上関町大字室津上関大橋橋台南東角
- S 熊毛郡上関町上関港A防波堤灯台基部
- T 熊毛郡上関町室津港瀬戸防波堤南西角
- U 熊毛郡上関町長島龍の鼻北端
- V 熊毛郡上関町室津港昭和町防波堤灯台基部
- W 熊毛郡上関町沖鍋島北東端
- X 熊毛郡上関町大字室津弁天島西端
- Y 熊毛郡上関町長島奈古屋崎北端
- Z 熊毛郡平生町大字小郡秋森鼻南端
- A' 熊毛郡上関町上関漁港（中ノ浦）防波堤突端
- B' 熊毛郡平生町平生佐賀港沖防波堤西灯台基部
- C' 熊毛郡上関町亀岩灯標
- D' 熊毛郡平生町大字尾国唐釜西端
- E' 熊毛郡上関町長島小山の鼻北西端
- F' 熊毛郡平生町周防筏瀬灯標
- G' 熊毛郡上関町長島石割西端

- H' 光市牛島平茂鼻東端
- I' 熊毛郡上関町長島三石鼻西端
- J' 熊毛郡上関町白井田港A防波堤灯台基部
- K' 熊毛郡上関町長島師走鼻北西端
- L' 熊毛郡上関町叶島東端
- M' 熊毛郡上関町円石頂上
- N' 熊毛郡上関町叶島南西端
- O' 熊毛郡上関町長島カギヨウ鼻西端
- P' 熊毛郡上関町長島ゾウ人ヶ浦北端
- 点イ AとBとを結んだ線上Aから300メートルの点
- ロ Cから180度300メートルの点
- ハ Dから90度300メートルの点
- ニ Eから135度300メートルの点
- ホ FとGとを結んだ線上Fから300メートルの点
- へ FとHとを結んだ線上Fから300メートルの点
- ト IとJとを結んだ線上Iから300メートルの点
- チ Kから180度300メートルの点
- リ KとLとを結んだ線上Kから300メートルの点
- ヌ LとKとを結んだ線上Lから300メートルの点
- ル HとFとを結んだ線上Hから300メートルの点
- ヲ JとCとを結んだ線上Jから300メートルの点
- ワ JとGとを結んだ線上Jから300メートルの点
- カ Mから90度300メートルの点
- ヨ Nから90度300メートルの点
- タ OとGとを結んだ線上Oから300メートルの点とQとRとを結んだ線の中央点とを結んだ線とLとPとを結んだ線との交点
- レ QとRとを結んだ線の中央点
- ソ SとTとを結んだ線の中央点
- ツ UとVとを結んだ線の中央点
- ネ WとXとを結んだ線上Wから300メートルの点
- ナ YとWとを結んだ線上Yから300メートルの点
- ラ YとZとを結んだ線上Yから500メートルの点
- ム A' とB' とを結んだ線上A' から300メートルの点
- ウ C' とD' とを結んだ線上C' から300メートルの点
- キ C' とB' とを結んだ線上C' から300メートルの点
- ノ E' とF' とを結んだ線上E' から300メートルの点
- オ G' とH' とを結んだ線上G' から300メートルの点
- ク I' とH' とを結んだ線上I' から300メートルの点
- ヤ J' とH' とを結んだ線上J' から300メートルの点
- マ K' とL' とを結んだ線上K' から300メートルの点

- ケ M' と N' とを結んだ線上 M' から 300メートルの点
- フ O' と N' とを結んだ線上 O' から 300メートルの点
- コ P' と H' とを結んだ線上 P' から 300メートルの点

〈備考〉 共第84号の区域

【別記10】

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

基点A 熊毛郡上関町叶島南西端

B 光市牛島平茂鼻東端

C 熊毛郡上関町祝島烏帽子鼻東端

D 熊毛郡上関町叶島東端

E 熊毛郡上関町長島師走鼻北西端

F 熊毛郡平生町周防筏瀬灯標

点イ AとBとを結んだ線上Aから300メートルの点

ロ AとCとを結んだ線上Aから300メートルの点

ハ DとEとを結んだ線上Dから300メートルの点

ニ DとFとを結んだ線上Dから300メートルの点

〈備考〉 共第85号の区域

【別記11】

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

基点A 熊毛郡上関町八島洲崎北東端

B 熊毛郡上関町舵掛岩灯標

C 熊毛郡上関町八島粒瀬北端

D 熊毛郡上関町横島岩戸崎南西端

E 熊毛郡上関町八島センガイ瀬西端

F 熊毛郡上関町八島港A1防波堤灯台基部

G 熊毛郡上関町天田島灯台基部

H 熊毛郡上関町八島地藏鼻西端

I 熊毛郡上関町八島西端

J 熊毛郡上関町八島灯台基部

K 熊毛郡上関町八島盛鼻東端

L 熊毛郡上関町八島小久米東端

M 熊毛郡上関町八島惣崎東端

N 熊毛郡上関町八島古浦東端

点イ AとBとを結んだ線上Aから300メートルの点

ロ CとDとを結んだ線上Cから300メートルの点

ハ Eから270度300メートルの点

ニ FとGとを結んだ線上Fから300メートルの点

- ホ HとGとを結んだ線上Hから300メートルの点
- へ Iから270度300メートルの点
- ト Jから180度300メートルの点
- チ Jから72度1,630メートルの点
- リ Kから90度300メートルの点
- ヌ Lから90度300メートルの点
- ル Mから90度300メートルの点
- ヲ Nから90度300メートルの点
- ワ Aから90度300メートルの点

〈備考〉 共第86号の区域

【別記12】

次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、Nの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点A 熊毛郡上関町長島ゾウ人ヶ浦北端
- B 光市牛島平茂鼻東端
- C 熊毛郡上関町長島現後鼻西端
- D 熊毛郡上関町祝島烏帽子鼻東端
- E 熊毛郡上関町鼻繰島東端
- F 熊毛郡上関町鼻繰島灯台基部
- G 熊毛郡上関町ホウジロ灯台基部
- H 熊毛郡上関町長島一ツ石頂上
- I 熊毛郡上関町天田島北端
- J 熊毛郡上関町白瀬沖ノ白頂上
- K 熊毛郡上関町天田島灯台基部
- L 熊毛郡上関町八島港A1防波堤灯台基部
- M 熊毛郡上関町長島西の鼻東端
- N 熊毛郡上関町長島アオサダイ東端
- O 熊毛郡上関町八島西端

- 点イ AとBとを結んだ線上Aから300メートルの点
- ロ Cから315度300メートルの点
- ハ CとDとを結んだ線上Cから300メートルの点
- ニ EとCとを結んだ線上Eから300メートルの点
- ホ Fから0度300メートルの点
- へ FとDとを結んだ線上Fから300メートルの点
- ト FとGとを結んだ線上Fから300メートルの点
- チ HとGとを結んだ線上Hから300メートルの点
- リ IとHとを結んだ線上Iから300メートルの点
- ヌ JとFとを結んだ線上Jから300メートルの点
- ル JとGとを結んだ線上Jから300メートルの点

- ヲ Kから180度300メートルの点
- ワ KとLとを結んだ線上Kから300メートルの点
- カ Mから90度300メートルの点
- ヨ NとOとを結んだ線上Nから300メートルの点

〈備考〉 共第89号の区域

【別記13】

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

- 基点A 熊毛郡上関町祝島小山ノ鼻北端
- B 光市牛島竜尾岬西端
- C 熊毛郡上関町大字祝島字峯ノ本1204番地6に設置した標識
- D 熊毛郡上関町大字祝島字通り矢2331番地地先の護岸に設置した標識
- E 熊毛郡上関町小祝島白石北端
- F 熊毛郡上関町大字祝島字通り矢159番地2地先の護岸に設置した標識
- G 熊毛郡上関町小祝島南端
- H 熊毛郡上関町祝島小田岩北端
- I 熊毛郡上関町小島北端
- J 熊毛郡上関町小祝島平棒東端
- K 熊毛郡上関町小祝島豆腐瀬西端
- L 熊毛郡上関町小祝島カマノウラ西端
- M 熊毛郡上関町小島ムシロウチ頂上
- N 熊毛郡上関町祝島矢尾鼻南端
- O 熊毛郡上関町祝島院倉ノ越南端
- P 熊毛郡上関町祝島翁鼻南端
- Q 熊毛郡上関町祝島烏帽子鼻東端
- R 熊毛郡上関町天田島灯台基部
- S 熊毛郡上関町祝島オトモ鼻防波堤東角
- T 熊毛郡上関町叶島西端
- 点イ AとBとを結んだ線上Aから300メートルの点
- ロ Cから315度300メートルの点
- ハ DとEとを結んだ線上Dから300メートルの点
- ニ FとGとを結んだ線上Fから300メートルの点
- ホ Hから0度300メートルの点
- へ Iから0度300メートルの点
- ト Jから90度300メートルの点
- チ Eから0度300メートルの点
- リ Kから270度300メートルの点
- ヌ Lから270度300メートルの点
- ル Mから225度300メートルの点

- ヲ Nから225度300メートルの点
- ワ Oから180度300メートルの点
- カ Pから180度300メートルの点
- ヨ QとRとを結んだ線上Qから500メートルの点
- タ SとTとを結んだ線上Sから300メートルの点

〈備考〉 共第90号の区域

【別記14】

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

基点A 熊毛郡上関町宇和島北端

- B 熊毛郡上関町鼻繰島灯台基部
- C 熊毛郡上関町ハウジロ灯台基部
- D 熊毛郡上関町祝島烏帽子鼻東端
- E 熊毛郡上関町ハウジロ島西端
- F 熊毛郡上関町宇和島南東端

点イ AとBとを結んだ線上Aから300メートルの点

ロ CとDとを結んだ線上Cから300メートルの点

ハ Eから270度300メートルの点

ニ Eから180度300メートルの点

ホ Fから135度300メートルの点

へ Aから45度300メートルの点

〈備考〉 共第91号の区域

【別記15】

次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、M、ト、チ、Nの各点を順次結んだ線、SとTとを結んだ線及びUとVとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（別記1（共第74号）、別記2から別記11（共第77号から共第86号）まで及び別記12から別記14（共第89号から共第91号）までの漁業権に係る漁場の区域を除く。）

基点A 光市大字浅江字懸山周南流域下水道浄化センター埋立地南西端から護岸沿いに東へ89.5メートルの点に設置した標柱

- B 光市牛島黒岳南端
- C 防府市野島定兼鼻南端
- D 熊毛郡上関町祝島オトモ鼻防波堤東角
- E 下松市笠戸島火振岬南端
- F 熊毛郡平生町佐合島蜂巢鼻北端
- G 光市尾島仏の岩北端
- H 光市大字室積村梶取岬南端
- I 光市尾島明神鼻東端
- J 熊毛郡上関町八島灯台基部
- K 熊毛郡上関町祝島南西端

- L 熊毛郡上関町ホウジロ灯台基部
- M 柳井市ハンドウ島西端
- N 熊毛郡上関町と柳井市との最大高潮時海岸線における境界点
- O 柳井市平郡島櫛崎南端
- P 熊毛郡上関町横島岩戸崎南端
- Q 柳井市平郡島蛇の池西側角
- R 熊毛郡上関町大字室津千葉崎南東端
- S 光市島田川千歳大橋右岸南角
- T 光市島田川千歳大橋左岸南角
- U 熊毛郡田布施町田布施川新八海橋右岸北角
- V 熊毛郡平生町田布施川新八海橋左岸北角
- 点イ Aから199度の線とBとCとを結んだ線との交点
- ロ FからGを見通した線とDとEとを結んだ線との交点
- ハ HからIを見通した線とJからKを見通した線との交点
- ニ Lから180度3,000メートルの点
- ホ Jから160度3,000メートルの点
- へ Jから115度4,000メートルの点
- ト OとPとを結んだ線の中央点
- チ MとNとを結んだ線とQとRとを結んだ線との交点

〈備考〉 共第94号の区域

【別記16】

次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、Nの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（次のP、リ、ヌ、Qの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。）

- 基点A 柳井市と熊毛郡上関町との最大高潮時海岸線における境界点
- B 柳井市ハンドウ島西端
- C 柳井市阿月黒崎鼻東端
- D 大島郡周防大島町下荷内島南端
- E 柳井市阿月鍋割鼻東端
- F 大島郡周防大島町下荷内島北端
- G 柳井市阿月横添鼻東端
- H 大島郡周防大島町大字戸田押前鼻北端
- I 柳井市阿月漁港（相ノ浦）A防波堤北東角
- J 大島郡周防大島町彦島頂上
- K 柳井市阿月黒崎北東端
- L 柳井市阿月高辺鼻北端
- M 大島郡周防大島町大字日見日見崎西端
- N 柳井市阿月面影鼻東端
- O 大島郡周防大島町大字志佐脇ヶ鼻西端

- P 柳井市阿月鍋割鼻に設置した標識
- Q 柳井市阿月池の浦水窪東端
- 点イ AとBとを結んだ線上Aから300メートルの点
- ロ CとDとを結んだ線上Cから300メートルの点
- ハ EとFとを結んだ線上Eから300メートルの点
- ニ GとHとを結んだ線上Gから300メートルの点
- ホ IとJとを結んだ線上Iから300メートルの点
- へ KとJとを結んだ線上Kから300メートルの点
- ト LとMとを結んだ線上Lから300メートルの点
- チ NとOとを結んだ線上Nから300メートルの点
- リ Pから90度80メートルの点
- ヌ Qから90度80メートルの点

〈備考〉 共第95号の区域

【別記17】

次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、Kの各点を順次結んだ線及びM、リ、ヌ、ル、Rの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点A 柳井市阿月面影鼻東端

B 大島郡周防大島町大字志佐脇ヶ鼻西端

C 柳井市烏島南端

D 大島郡周防大島町大字日見日見崎西端

E 柳井市烏島北端

F 大島郡周防大島町野島頂上

G 柳井市裸島頂上

H 柳井市伊保庄向田川河口左岸東角

I 柳井市伊保庄黒島防波堤基部

J 大島郡周防大島町笠佐島北西端

K 柳井市柳井字宮本塩浜中国電力株式会社柳井発電所揚液栈橋基部

L 大島郡周防大島町笠佐島南端

M 柳井市柳井字宮本塩浜中国電力株式会社柳井発電所西護岸水路出口に設置した標識

N 柳井市伊保庄上浜塩田跡地護岸水路出口南東角

O 柳井市南浜4丁目柳井湾一号埋立地護岸南西角

P 柳井市南浜3丁目土穂石川水門左岸下流端

Q 柳井市伊保庄土穂石川水門右岸下流端

R 柳井市伊保庄旧旭橋右岸下流端

S 柳井市南浜3丁目旧旭橋左岸下流端

- 点イ AとBとを結んだ線上Aから300メートルの点
- ロ CとDとを結んだ線上Cから300メートルの点
- ハ EとBとを結んだ線上Eから300メートルの点
- ニ EとFとを結んだ線上Eから300メートルの点

- ホ EとGとを結んだ線上Eから300メートルの点
- へ HとEとを結んだ線上Hから300メートルの点
- ト IとJとを結んだ線上Iから500メートルの点
- チ EとGとを結んだ線とKとLとを結んだ線との交点
- リ NとOとを結んだ線の中央点
- ヌ PとQとを結んだ線の中央点
- ル RとSとを結んだ線の中央点

〈備考〉 共第96号の区域

【別記18】

次のA、イ、ロ、ハ、Gの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点A 柳井市南浜3丁目旧旭橋左岸下流端

B 柳井市伊保庄旧旭橋右岸下流端

C 柳井市南浜3丁目土穂石川水門左岸下流端

D 柳井市伊保庄土穂石川水門右岸下流端

E 柳井市南浜4丁目柳井湾1号埋立地護岸南西角

F 柳井市伊保庄上浜塩田跡地護岸水路出口南東角

G 柳井市柳井字宮本塩浜中国電力株式会社柳井発電所西護岸水路出口に設置した標識

点イ AとBとを結んだ線の中央点

ロ CとDとを結んだ線の中央点

ハ EとFとを結んだ線の中央点

〈備考〉 共第97号の区域

【別記19】

次のA、イ、ロ、Gの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点A 柳井市柳井字宮本塩浜中国電力株式会社柳井発電所揚液栈橋基部

B 大島郡周防大島町笠佐島南端

C 柳井市裸島頂上

D 柳井市烏島北端

E 柳井市大島大橋第三橋脚南西角

F 大島郡周防大島町大島大橋第四橋脚北西角

G 柳井市遠崎境川河口左岸南角

点イ AとBとを結んだ線とCとDとを結んだ線との交点

ロ EとFとを結んだ線の中央点とCとを結んだ線とDとGとを結んだ線との交点

〈備考〉 共第98号の区域

【別記20】

次のA、イ、ロ、Fの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点A 柳井市遠崎境川河口左岸南角

B 柳井市烏島北端

- C 柳井市大島大橋第三橋脚南西角
- D 大島郡周防大島町大島大橋第四橋脚北西角
- E 柳井市裸島頂上
- F 柳井市神代石神川河口左岸南角
- G 大島郡周防大島町大字小松字御開作A浮棧橋突端
- 点イ AとBとを結んだ線とCとDとを結んだ線の中央点とEとを結んだ線との交点
- ロ CとDとを結んだ線の中央点とEとを結んだ線とFとGとを結んだ線との交点

〈備考〉 共第102号の区域

【別記21】

次のA、イ、ロ、ハ、Fの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点A 柳井市神代石神川河口左岸南角
- B 大島郡周防大島町大字小松字御開作A浮棧橋突端
- C 柳井市裸島頂上
- D 柳井市大島大橋第三橋脚南西角
- E 大島郡周防大島町大島大橋第四橋脚北西角
- F 岩国市と柳井市との最大高潮時海岸線における境界点
- G 大島郡周防大島町大字棕野幣振鼻北端
- 点イ AとBとを結んだ線とCとロとを結んだ線との交点
- ロ DとEとを結んだ線の中央点
- ハ FとGとを結んだ線上Fから400メートルの点

〈備考〉 共第103号の区域

【別記22】

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

- 基点A 柳井市神代瀬戸鼻南端
- B 大島郡周防大島町笠佐島北西端
- C 柳井市神代石神川河口左岸南角
- D 大島郡周防大島町大字小松字御開作A浮棧橋突端
- E 柳井市鳴門漁港（遠崎）沖側防波堤南東角
- F 大島郡周防大島町小松港小松地区A防波堤基部
- G 大島郡周防大島町野島北西端
- H 大島郡周防大島町笠佐島南東端
- 点イ AとBとを結んだ線とCとDとを結んだ線との交点
- ロ AとBとを結んだ線とEとFとを結んだ線との交点
- ハ EとFとを結んだ線とGからHを見通した線との交点
- ニ CとDとを結んだ線とGからHを見通した線との交点

〈備考〉 共第104号の区域

【別記23】

次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、Iの各点を順次結んだ線、JとKとを結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点A 岩国市通津波の浦水路出口中央点に設置した標識
B 広島県呉市倉橋島岳浦山頂上
C 岩国市藤生町1丁目中国電力株式会社岩国発電所護岸南東端
D 岩国市伊勢小島北端
E 岩国市門前川河口右岸に設置した標識
F 大島郡周防大島町前島北東端
G 岩国市三角町1丁目東新開作護岸南東端に設置した標識
H 岩国市由宇町甲島頂上
I 岩国市岩国基地南防波堤屈折点から護岸沿いに西へ820メートルの点に設置した標識
J 岩国市門前川堰堤右岸下流端に設置した標識
K 岩国市門前川堰堤左岸下流端に設置した標識
点イ AとBとを結んだ線上Aから600メートルの点
ロ CとDとを結んだ線上Cから500メートルの点
ハ EとFとを結んだ線上Eから800メートルの点
ニ GとFとを結んだ線上Gから800メートルの点
ホ GとHとを結んだ線上Gから800メートルの点

〈備考〉 共第109号の区域

【別記24】

次のA、イ、ロ、ハ、Hの各点を順次結んだ線、IとJとを結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点A 岩国市岩国基地北防波堤基部から護岸沿いに南へ240メートルの点に設置した標識
B 岩国市岩国基地北防波堤基部から護岸沿いに北へ1,023メートルの点に設置した標識
C 岩国市姫小島頂上
D 岩国市今津川河口右岸東角に設置した標識
E 広島県江田島市大黒神島南端
F 岩国市飯田町2丁目突堤突端
G 広島県大竹市阿多田島北端
H 岩国市と玖珂郡和木町との最大高潮時海岸線における境界点に設置した標識
I 岩国市今津川堰堤右岸下流端に設置した標識
J 岩国市今津川堰堤左岸下流端に設置した標識
点イ BとCとを結んだ線上Bから450メートルの点
ロ DとEとを結んだ線上Dから800メートルの点
ハ FとGとを結んだ線とCとHとを結んだ線との交点

〈備考〉 共第110号の区域

【別記25】

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

基点A 大島郡周防大島町笠佐島北西端

B 柳井市神代瀬戸鼻南端

C 柳井市鳴門漁港（遠崎）沖側防波堤南東角

D 大島郡周防大島町小松港小松地区A防波堤基部

E 柳井市裸島頂上

F 大島郡周防大島町笠佐島西端

G 柳井市伊保庄黒島防波堤基部

H 大島郡周防大島町野島南端

I 柳井市烏島北端

J 大島郡周防大島町大字志佐脇ヶ鼻西端

K 大島郡周防大島町野島北西端

L 大島郡周防大島町笠佐島南東端

点イ AとBとを結んだ線とCとDとを結んだ線との交点

ロ AとEとを結んだ線上Aから300メートルの点

ハ FとGとを結んだ線上Fから300メートルの点

ニ HとIとを結んだ線上Hから300メートルの点

ホ HとJとを結んだ線上Hから300メートルの点

へ CとDとを結んだ線とKからLを見通した線との交点

〈備考〉 共第117号の区域

【別記26】

次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ネ、D'の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点A 大島郡周防大島町大字東三蒲と同郡同町大字棕野との最大高潮時海岸線における境界点

B 岩国市由宇町神東水尻川河口左岸東角

C 大島郡周防大島町大字東三蒲田ノ尻鼻北端

D 岩国市由宇町相地鼻東端

E 大島郡周防大島町大字東三蒲東浜防波堤突端

F 柳井市神代瀬戸鼻南端

G 大島郡周防大島町大字西三蒲筆崎北端

H 柳井市大島大橋第三橋脚南西角

I 大島郡周防大島町大島大橋第四橋脚北西角

J 大島郡周防大島町大字小松字御開作A浮棧橋突端

K 柳井市神代石神川河口左岸南角

L 大島郡周防大島町野島北西端

M 大島郡周防大島町笠佐島南東端

N 大島郡周防大島町大字志佐脇ヶ鼻西端

O 大島郡周防大島町野島南端

P 大島郡周防大島町大字日見日見崎西端

- Q 柳井市阿月高辺鼻北端
- R 大島郡周防大島町大字横見横見鼻西端
- S 大島郡周防大島町彦島頂上
- T 柳井市阿月黒崎鼻東端
- U 大島郡周防大島町下荷内島灯台基部
- V 大島郡周防大島町大字戸田押前鼻西端
- W 柳井市阿月横添鼻東端
- X 大島郡周防大島町大字戸田大波崎西端
- Y 大島郡周防大島町大字出井法師岩頂上
- Z 柳井市平郡島赤崎北端
- A' 大島郡周防大島町大字出井雨ヶ浦鼻東端
- B' 大島郡周防大島町大字秋仏崎南端
- C' 大島郡周防大島町大字出井滝ノ鼻南端
- D' 大島郡周防大島町大字家房と同郡同町大字秋との最大高潮時海岸線における境界点
- E' 柳井市掛津島松節鼻東端
- 点イ AとBとを結んだ線上Aから300メートルの点
- ロ CとDとを結んだ線上Cから400メートルの点
- ハ EとFとを結んだ線上Eから500メートルの点
- ニ GとDとを結んだ線上Gから300メートルの点
- ホ HとIとを結んだ線の中央点
- へ JとKとを結んだ線とLからMを見通した線との交点
- ト NとOとを結んだ線上Nから300メートルの点
- チ PとQとを結んだ線上Pから300メートルの点
- リ RとPとを結んだ線上Rから300メートルの点
- ヌ SとPとを結んだ線上Sから300メートルの点
- ル SとTとを結んだ線上Sから300メートルの点
- ヲ SとUとを結んだ線上Sから300メートルの点
- ワ RとVとを結んだ線上Rから500メートルの点
- カ VとRとを結んだ線上Vから300メートルの点
- ヨ VとWとを結んだ線上Vから300メートルの点
- タ XとUとを結んだ線上Xから300メートルの点
- レ YとZとを結んだ線上Yから300メートルの点
- ソ A' とB' とを結んだ線上A' から300メートルの点
- ツ C' とZとを結んだ線上C' から300メートルの点
- ネ D' とE' とを結んだ線上D' から300メートルの点

〈備考〉 共第118号の区域

【別記27】

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

基点A 大島郡周防大島町上荷内島南端

- B 柳井市平郡島黒鼻北端
- C 大島郡周防大島町上荷内島東端
- D 大島郡周防大島町沖家室島長瀬灯標
- E 大島郡周防大島町上荷内島北東端
- F 大島郡周防大島町大字戸田押前鼻西端
- G 大島郡周防大島町下荷内島北西端
- H 大島郡周防大島町彦島頂上
- I 柳井市阿月横添鼻東端
- J 大島郡周防大島町下荷内島南西端
- K 熊毛郡上関町舵掛岩灯標
- L 大島郡周防大島町下荷内島南端
- M 柳井市平郡島甲月鼻北端
- 点イ AとBとを結んだ線上Aから300メートルの点
- ロ CとDとを結んだ線上Cから300メートルの点
- ハ EとFとを結んだ線上Eから300メートルの点
- ニ GとHとを結んだ線上Gから300メートルの点
- ホ GとIとを結んだ線上Gから300メートルの点
- へ JとKとを結んだ線上Jから300メートルの点
- ト LとMとを結んだ線上Lから300メートルの点

〈備考〉 共第119号の区域

【別記28】

次のA、イ、ロ、ハ、Fの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点A 大島郡周防大島町大字油良と同郡同町大字西方との最大高潮時海岸線における境界点

B 大島郡周防大島町大字油良よしが崎北東端

C 大島郡周防大島町前小島北端

D 大島郡周防大島町飛瀬島東端

E 大島郡周防大島町浮島楽の江鼻西端

F 大島郡周防大島町大字久賀と同郡同町大字日前との最大高潮時海岸線における境界点

G 岩国市鞍掛島北西端

点イ BとCとを結んだ線上Bから300メートルの点

ロ DとEとを結んだ線上Dから400メートルの点

ハ FとGとを結んだ線上Fから400メートルの点

〈備考〉 共第127号の区域

【別記29】

次のA、イ、ロ、B、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、I'、ソ、L'、M'、N'、O'の各点を順次結んだ線（M'とN'とを結ぶ線は、小瀬川の中央線とする。）、P'とQ'とを結んだ線、R'とS'とを結んだ線、T'とU'とを結んだ線及びV'とW'とを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（次のX'、ツ、ネ、Y'の各点を順次結んだ

線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。)

基点A 柳井市と熊毛郡上関町との最大高潮時海岸線における境界点

B 柳井市ハンドウ島西端

C 熊毛郡上関町大字室津千葉崎南東端

D 柳井市平郡島蛇の池西側角

E 熊毛郡上関町横島南端

F 柳井市平郡島櫛崎南端

G 柳井市掛津島松節鼻東端

H 柳井市平郡島盛鼻北東端

I 熊毛郡上関町八島南端

J 大島郡周防大島町小水無瀬島西泊り乱れ岩頂上

K 大島郡周防大島町沖家室島西端

L 愛媛県大洲市青島南西端

M 大島郡周防大島町上荷内島南端

N 大島郡周防大島町沖家室島南端

O 大島郡周防大島町大字戸田大波崎南端

P 大島郡周防大島町立島南西端

Q 大島郡周防大島町小水無瀬島こぶ岩頂上

R 大島郡周防大島町沖家室島石の上鼻南東端

S 大島郡周防大島町センガイ瀬灯標

T 大島郡周防大島町笹島東端

U 大島郡周防大島町大水無瀬島洲首鼻東端

V 愛媛県松山市由利島西端

W 大島郡周防大島町片島トックリ鼻南東端

X 大島郡周防大島町大字油宇大鼻南端

Y 大島郡周防大島町大字地家室牛ヶ首南東端

Z 大島郡周防大島町片島トックリ鼻南端

A' 愛媛県松山市二神島南西端

B' 愛媛県松山市怒和島アカヅワ崎西端

C' 岩国市柱島新宮鼻東端

D' 愛媛県松山市二神島クヅレ岩鼻北西端

E' 大島郡周防大島町大字伊保田松ヶ鼻北東端

F' 広島県呉市倉橋町鹿島宮の口鼻北西端

G' 広島県大竹市安芸白石灯標

H' 愛媛県松山市竹の子島頂上

I' 岩国市由宇町甲島頂上

J' 広島県呉市倉橋町鹿島宮の口鼻南端

K' 広島県大竹市玖波356高地

L' 広島県と山口県との小瀬川河口における境界第2標石

M' 広島県と山口県との小瀬川河口における境界第1標石

- N' 玖珂郡和木町大和橋の中央点
- O' 玖珂郡和木町大和橋の右岸下流端
- P' 柳井市伊保庄旧旭橋右岸下流端
- Q' 柳井市南浜3丁目旧旭橋左岸下流端
- R' 岩国市由宇町由宇川山陽本線鉄橋右岸下流端
- S' 岩国市由宇町由宇川山陽本線鉄橋左岸下流端
- T' 岩国市門前川堰堤右岸下流端に設置した標識
- U' 岩国市門前川堰堤左岸下流端に設置した標識
- V' 岩国市今津川堰堤右岸下流端に設置した標識
- W' 岩国市今津川堰堤左岸下流端に設置した標識
- X' 柳井市阿月鍋割鼻に設置した標識
- Y' 柳井市阿月池の浦水窪東端
- 点イ AとBとを結んだ線とCとDとを結んだ線との交点
- ロ EとFとを結んだ線の中央点
- ハ GからHを見通した線とIとJとを結んだ線との交点
- ニ GとLとを結んだ線とHとKとを結んだ線との交点
- ホ OとJとを結んだ線とMとNとを結んだ線との交点
- へ MとNとを結んだ線とPとQとを結んだ線との交点
- ト PとQとを結んだ線とRからSを見通した線との交点
- チ GとLとを結んだ線とIとJとを結んだ線との交点
- リ GとLとを結んだ線とTからUを見通した線との交点
- ヌ RとVとを結んだ線とJとWとを結んだ線との交点
- ル RとVとを結んだ線とUとXとを結んだ線との交点
- ヲ UとXとを結んだ線とYとZとを結んだ線との交点
- ワ WとA' とを結んだ線の中央点
- カ JとB' とを結んだ線とC' とD' とを結んだ線との交点
- ヨ C' とD' とを結んだ線とE' とF' とを結んだ線との交点
- タ E' とF' とを結んだ線とG' とH' とを結んだ線との交点
- レ G' とH' とを結んだ線とI' とJ' とを結んだ線との交点
- ソ I' とK' とを結んだ線とM' からL' を見通した線との交点
- ツ X' から90度80メートルの点
- ネ Y' から90度80メートルの点

〈備考〉 共第137号の区域

【別記30】

次の点イ、ロ、ハ、ニ及びイを順次結んだ線によって囲まれた区域。

- 点イ L線とM線との交点
- ロ M線とN線との交点
- ハ N線とO線との交点
- ニ O線とL線との交点

- L線 大島郡周防大島町鹿家高山山頂（181m）と同町立島西端を結んだ線の延長線
M線 大島郡周防大島町上荷内島南端と同町沖家室島南端を結んだ線の延長線
N線 大島郡周防大島町家房家房漁港防波堤突端と柳井市平郡掛津島西端を結んだ線
O線 大島郡周防大島町下荷内島北端から真方位0度10メートルの点と同町上荷内島南端を結んだ線の延長線

【別記31】

漁場の番号 玖珂第1号

- 1 漁場の位置 岩国市由宇町神東地先
- 2 漁場の区域

次の点A、ア、イ、Bを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点A 岩国市由宇町原防波堤基部

B 岩国市由宇町多高田鼻東端

点ア 基点Aと大島郡周防大島町大崎鼻北端を結んだ線上、Aから800メートルの点

イ 基点Bと大島郡周防大島町福島北端を結んだ線上、Bから1,000メートルの点

(注) 点ア、イを結んだ線は、熊毛郡上関町上盛山山頂と柳井市阿月の窪地とが食い合う線である。

【別記32】

漁場の番号 玖珂第5号

- 1 漁場の位置 平郡水道
- 2 漁場の区域

次の点ア、イ、ウ、エ及びアを順次結んだ線によって囲まれた区域。

点ア 熊毛郡上関町室津千葉埼南東端と柳井市ハンドウ岩を結んだ線（以下A線という。）と熊毛郡上関町天田島南端と大島郡周防大島町上荷内島南端を結んだ線（以下L線という。）との交点

イ A線と大島郡周防大島町大字西方903番地角（旧船越護岸西端）と大島郡周防大島町安下埼南東端を結んだ線の延長線（以下M線いう。）との交点

ウ 大島郡周防大島町下荷内島北東端と柳井市平郡赤埼北端を結んだ線（以下B線という。）とM線との交点

エ B線とL線との交点

【別記33】

漁場の番号 熊毛第4号

- 1 漁場の位置 熊毛郡平生町佐合島地先
- 2 漁場の区域

次の点A、ア、イ及びBを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点A 熊毛郡平生町佐合島南東端

B 熊毛郡平生町佐合島南西端

点ア 基点Aと熊毛郡平生町亀岩灯標を結んだ線と光市牛島平茂鼻東端と熊毛郡平生町秋森鼻南端を結んだ線との線（以下L線という。）との交点

イ 基点Bと熊毛郡上関町長島高遠鼻西端を結んだ線とL線との交点

【別記34】

漁場の番号 熊毛第5号

1 漁場の位置 熊毛郡上関町長島白井田地先

2 漁場の区域

次の点A、ア、イ、Bを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点A 熊毛郡上関町長島高遠鼻南端

B 熊毛郡上関町長島師走鼻北端

点ア 基点Aと光市牛島平茂鼻西端を結んだ線と熊毛郡上関町長島小山ノ鼻西端と同町長島現後鼻北端を結んだ線（以下L線という。）との交点

イ 基点Bと熊毛郡上関町叶島（東の島）頂点を結んだ線とL線との交点

漁場の番号 熊毛第6号

1 漁場の位置 熊毛郡上関町長島円石地先

2 漁場の区域

次の点A、B、C、ア及びAを順次結んだ線によって囲まれた区域。

基点A 熊毛郡上関町長島現後鼻北端

B 熊毛郡上関町長島師走鼻北端

C 熊毛郡上関町叶島（中の島）南端

点ア 基点Aと光市牛島尾島西端を結んだ線と基点Cと熊毛郡上関町祝島鳥帽子灯標を結んだ線との交点

【別記35】

漁場の番号 熊毛第6号

1 漁場の位置 熊毛郡上関町長島円石地先

2 漁場の区域

次の点A、B、C、ア及びAを順次結んだ線によって囲まれた区域。

基点A 熊毛郡上関町長島現後鼻北端

B 熊毛郡上関町長島師走鼻北端

C 熊毛郡上関町叶島（中の島）南端

点ア 基点Aと光市牛島尾島西端を結んだ線と基点Cと熊毛郡上関町祝島鳥帽子灯標を結んだ線との交点

漁場の番号 熊毛第12号

1 漁場の位置 熊毛郡上関町横島地先

2 漁場の区域

次の点A、ア、イ、ウ、Bを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点A 熊毛郡上関町横島岩戸崎南端

B 熊毛郡上関町横島東端

点ア 熊毛郡上関町長島赤石鼻南端と基点Aを結んだ線の延長線と同町天田島南端と大島郡周防大島町上荷内島南端を結んだ線（以下L線という。）との交点

イ L線と柳井市阿月黒崎鼻南東端と柳井市平郡赤石北西端を結んだ線（以下M線という。）との交点

ウ M線と基点Bと大島郡周防大島町下荷内島灯標を結んだ線との交点

【別記36】

漁場の番号 熊毛第7号

1 漁場の位置 熊毛郡上関町祝島地先

2 漁場の区域

次の点A、ア、B及びC、Dを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点A 熊毛郡上関町祝島小山鼻北東端

B 熊毛郡上関町小祝島北端

C 熊毛郡上関町小祝島南東端

D 熊毛郡上関町祝島北西端

点ア 基点Aと光市牛島竜尾岬西端を結んだ線と基点Bと熊毛郡上関町叶島（中の島）頂点を結んだ線との交点

漁場の番号 熊毛第8号

1 漁場の位置 熊毛郡上関町祝島地先

2 漁場の区域

次の点A、ア、イ、ウ、エ、オ、Cを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点A 熊毛郡上関町祝島翁鼻南端

B 光市牛島竜尾岬西端

C 熊毛郡上関町祝島小山鼻北東端

D 熊毛郡上関町小祝島北端

点ア 基点Aと熊毛郡上関町ハウジロ島北端を結んだ線と同町横島岩戸崎南西端と同町長島押上鼻南端を結んだ線の延長線（以下L線という。）との交点

イ L線と基点Bと熊毛郡上関町ハウジロ島北端を結んだ線（以下M線という）との交点

ウ M線と熊毛郡上関町天田島南端と同町鼻繰島東端を結んだ線の延長線（以下N線という。）との交点

エ N線と基点Dと熊毛郡上関町叶島（中の島）頂上を結んだ線（以下O線という。）との交点

オ O線と基点Bと基点Cを結んだ線との交点

漁場の番号 熊毛第15号

1 漁場の位置 熊毛郡上関町祝島沖合

2 漁場の区域

次の点ア、イ、ウ、エ、及びアを順次結んだ線によって囲まれた区域。

基点A 熊毛郡上関町祝島翁鼻南端

B 熊毛郡上関町ハウジロ島北端

C 光市牛島竜尾岬西端

点ア 基点AとBを結んだ線（以下L線という。）と熊毛郡上関町横島岩戸崎南西端と同町長島押上鼻南端を結んだ線の延長線（以下M線という。）との交点

イ 基点BとCを結んだ線（以下N線という。）とM線との交点

ウ N線と熊毛郡上関町横島北西端と同町天田島灯標を結んだ線の延長線（以下O線

- という。)との交点
エ L線とO線との交点

【別記37】

漁場の番号 熊毛第12号

- 1 漁場の位置 熊毛郡上関町横島地先
- 2 漁場の区域

次の点A、ア、イ、ウ、Bを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点A 熊毛郡上関町横島岩戸埼南端

B 熊毛郡上関町横島東端

点ア 熊毛郡上関町長島赤石鼻南端と基点Aを結んだ線の延長線と同町天田島南端と大島郡周防大島町上荷内島南端を結んだ線（以下L線という。）との交点

イ L線と柳井市阿月黒崎鼻南東端と柳井市平郡赤石北西端を結んだ線（以下M線という。）との交点

ウ M線と基点Bと大島郡周防大島町下荷内島灯台を結んだ線との交点

【別記38】

- 1 漁場の位置 大島水道
- 2 漁場の区域

次の点A、ア、イ、F、G、H、Iを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点A 熊毛郡上関町室津千葉埼南東端

B 柳井市平郡島北西端

C 大島郡周防大島町下荷内島南端

D 大島郡周防大島町小松脇ヶ鼻西端

E 大島郡周防大島町笠佐島東端

F 大島郡周防大島町野島南端

G 柳井市伊保庄黒島南東端

H 柳井市伊保庄烏島西端

I 柳井市阿月黒埼北東端

点ア 基点AとCを結んだ線と基点BとEを結んだ線との交点

イ 基点DとFを結んだ線と基点BとEを結んだ線との交点

【別記39】

漁場の番号 大島第1号

- 1 漁場の位置 大島郡周防大島町久賀地先
- 2 漁場の区域

大島郡周防大島町大崎鼻北端と同町明神鼻北端を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

漁場の番号 大島第2号

- 1 漁場の位置 大島郡周防大島町前島地先
- 2 漁場の区域

大島郡周防大島町前島（福島を除く。）の最大高潮時海岸線から800メートル以内の区域。

漁場の番号 大島第3号

- 1 漁場の位置 大島郡周防大島町久賀及び大島郡周防大島町日良居地先
- 2 漁場の区域

次の点A、ア、イ、ウ、C及びD、Eを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

- 基点A 大島郡周防大島町土居符埼北端
- B 大島郡周防大島町日前一ツ石頂上
- C 大島郡周防大島町大崎鼻北端
- D 大島郡周防大島町日前重岩頂上
- E 大島郡周防大島町日前一本松北端

- 点ア 基点Aと大島郡周防大島町浮島楽ノ江を結んだ線と基点Cと大島郡周防大島町我島北端を結んだ線（以下L線という。）との交点
- イ L線と基点Bと岩国市鞍掛島西端を結んだ線（以下M線という。）との交点
- ウ M線と基点Cと大島郡周防大島町飛瀬島北端を結んだ線との交点

【別記40】

漁場の番号 大島第13号

- 1 漁場の位置 大島郡周防大島町小泊、和佐、小積、大積地先
- 2 漁場の区域

大島郡周防大島町西ヶ崎鼻南端と同町大鼻南端を結んだ線、同町大鼻南西端と同町無双鼻南東端を結んだ線、同町無双鼻南西端、同町金兵鼻南東端、同町小積鼻東端及び同町牛ヶ首東端を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

漁場の番号 大島第16号

- 1 漁場の位置 大島郡周防大島町沖家室島東方沖合
- 2 漁場の区域

次の点ア、イ、ウ、エ及びアを順次結んだ線によって囲まれた区域。

- 点ア 柳井市平郡盛埼北東端と大島郡周防大島町センガイ瀬灯標を結んだ線の延長線（以下L線という。）と同町佐連エビコ鼻南端と同町沖家室島北東端を結んだ線の延長線（以下M線という。）との交点
- イ 柳井市平郡長深山山頂と大島郡周防大島町センガイ瀬灯標を結んだ線の延長線（以下N線という。）とM線との交点
- ウ 大島郡周防大島町和佐の窪地と同町笹島山頂を結んだ線の延長線（以下O線という。）とN線との交点
- エ O線とL線との交点

漁場の番号 大島第17号

- 1 漁場の位置 大島郡周防大島町小泊沖合
- 2 漁場の区域

次の点ア、イ、ウ、エ及びアを順次結んだ線によって囲まれた区域。

- 点ア 大島郡周防大島町浅石鼻南端と同町瀬戸ノ鼻南東端を結んだ線の延長線（以下L線という。）と同町馬ヶ原阿弥陀嶺と同町馬ヶ原西突端を結んだ線の延長線（以下M線という。）との交点
- イ 大島郡周防大島町無双鼻南東端と同町笹島東端を結んだ線の延長線（以下N線という。）とL線との交点
- ウ 大島郡周防大島町諸島南端と同町片山島北端を結んだ線の延長線（以下O線という。）とN線との交点
- エ O線とM線との交点

【別記41】

漁場の番号 大島第14号

1 漁場の位置 大島郡周防大島町佐連地先

2 漁場の区域

次の点A、ア、B、Cを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点A 大島郡周防大島町松崎鼻南西端

B 大島郡周防大島町沖家室島北西端

C 大島郡周防大島町佐連エビコ鼻南端

点ア 基点Aと柳井市平郡盛埼北東端を結んだ線上、基点Bから500メートルの点

漁場の番号 大島第15号

1 漁場の位置 大島郡周防大島町沖家室地先

2 漁場の区域

次の点A、ア、イ、Bを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点A 大島郡周防大島町沖家室長瀬南西端

B 大島郡周防大島町沖家室一本松南西端

点ア 基点Aと柳井市平郡盛埼北東端を結んだ線上、基点Bから500メートルの点

イ 基点Bと柳井市平郡盛埼北東端を結んだ線上、基点Bから500メートルの点

漁場の番号 大島第16号

1 漁場の位置 大島郡周防大島町沖家室島東方沖合

2 漁場の区域

次の点ア、イ、ウ、エ及びアを順次結んだ線によって囲まれた区域。

点ア 柳井市平郡盛埼北東端と大島郡周防大島町センガイ瀬灯標を結んだ線の延長線（以下L線という。）と同町佐連エビコ鼻南端と同町沖家室島北東端を結んだ線の延長線（以下M線という。）との交点

イ 柳井市平郡長深山山頂と大島郡周防大島町センガイ瀬灯標を結んだ線の延長線（以下N線という。）とM線との交点

ウ 大島郡周防大島町和佐の窪地と同町笹島山頂を結んだ線の延長線（以下O線という。）とN線との交点

エ O線とL線との交点

漁場の番号 大島第17号

1 漁場の位置 大島郡周防大島町小泊沖合

2 漁場の区域

次の点ア、イ、ウ、エ、及びアを順次結んだ線によって囲まれた区域。

点ア 大島郡周防大島町浅石鼻南端と同町瀬戸ノ鼻南東端を結んだ線の延長線（以下L線という。）と同町馬ヶ原阿弥陀嶺と同町馬ヶ原西突端を結んだ線の延長線（以下M線という。）との交点

イ 大島郡周防大島町無双鼻南東端と同町笹島東端を結んだ線の延長線（以下N線という。）とL線との交点

ウ 大島郡周防大島町町諸島南端と同町片山島北端を結んだ線の延長線（以下O線という。）

とN線との交点

エ O線とM線との交点

【別記42】

漁場の番号 大島第21号

- 1 漁場の位置 大島郡周防大島町安下庄地先
- 2 漁場の区域

次の点A、ア、イ、ウ及びAを順次結んだ線によって囲まれた区域。

基点A 大島郡周防大島町安下庄安下埼東端

B 大島郡周防大島町家房埼南端

点ア 大島郡周防大島町安下庄三ツ松安下庄港亀島西防波堤灯台と基点Aを結んだ線の延長線と同町立島北端と大島郡周防大島町上荷内島南端を結んだ線（以下L線という。）との交点

イ 基点Bと柳井市平郡掛津島西端を結んだ線（以下M線という。）とL線との交点

ウ 基点Aと大島郡周防大島町上荷内島南端を結んだ線とM線との交点

【別記43】

次の点イ、ロ、ハ、ニ、ホを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び大島郡周防大島町前島の最大高潮時海岸線から300メートル以内の区域

点イ 大島郡周防大島町大字久賀と同町大字日前の最大高潮時海岸線における境界点

ロ 点イと岩国市鞍掛島北西端を結んだ線と大島郡周防大島町頭島北端と点ハを結んだ線との交点

ハ 大島郡周防大島町前島黄蕃山頂上

ニ 点ハと岩国市由宇町相地鼻とを結んだ線と点ホと岩国市由宇町由宇干拓東端から岩国市柱島手島を結んだ線上由宇干拓東端から200メートルの点を結んだ線との交点

ホ 大島郡周防大島町田ノ尻鼻

【別記44】

岩国市通津面高鼻と広島県呉市倉橋島物見山頂上を結んだ線以北及び大島郡周防大島町前島黄蕃山頂上と広島県廿日市市宮島町巖島革籠崎突端を結んだ線以西の山口県内海

【別記45】

次の点イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

点イ 大島郡周防大島町家房崎

ロ 点イから柳井市平郡島赤崎を見通した線と、基点Gと大島郡周防大島町沖家室島南端を見通した線との交点

ハ 点ロと基点Cを結んだ線と基点Aと基点Bとを結んだ線との交点

- ニ 基点Aと基点Bとを結んだ線と基点Cと基点Dとを結んだ線との交点
- ホ 基点Eと基点Fとを結んだ線の中央点
- へ 基点B
- ト 基点Gから基点Hを見通した線と基点Iと基点Jとを結んだ線との交点
- チ 基点Gと基点Kとを結んだ線と基点Mから基点Nを見通した線との交点
- リ 基点Lと基点Oとを結んだ線と基点Jと基点Pとを結んだ線との交点
- ヌ 基点Lと基点Oとを結んだ線と基点Nと基点Qとを結んだ線との交点
- ル 基点Nと基点Qとを結んだ線と基点Rと基点Sとを結んだ線との交点
- ヲ 点ワと基点Oとを結んだ線と基点Pと愛媛県松山市二神島南西端の中間点と点ルを結んだ線との交点

ワ 大島郡周防大島町馬ヶ原七塚

基点A 柳井市と熊毛郡上関町との最大高潮時海岸線における境界点

B 柳井市平郡ハンドウ島西端

C 熊毛郡上関町大字室津千葉崎南東端

D 柳井市平郡下深蛇の池西側角

E 熊毛郡上関町横島岩戸崎南端

F 柳井市平郡櫛崎南端

G 柳井市平郡掛津島松節鼻東端

H 柳井市平郡盛鼻北東端

I 熊毛郡上関町大字八島南端

J 大島郡周防大島町大字沖家室島小水無瀬島西泊り乱れ岩頂上

K 愛媛県大洲市青島南西端

L 大島郡周防大島町大字沖家室島石の上鼻南東端

M 大島郡周防大島町大字小泊笹島東端

N 大島郡周防大島町大字沖家室島大水無瀬島洲首鼻東端

O 愛媛県松山市由利島西端

P 大島郡周防大島町大字油宇片山島トックリ鼻南東端

Q 大島郡周防大島町大字大字油宇と同町大字内入との最大高潮時海岸線における境界点

R 大島郡周防大島町大字地家室牛ヶ首南東端

S 大島郡周防大島町大字油宇片山島トックリ鼻南端

【別記46】

次の点イ、ロを結んだ線と基点A、点ハ、ニ、ホを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、別記16（共第95号）、17（共第96号）、18（共第97号）及び19（共第98号）に定める区域以外の共同漁業権区域及び別記51に掲げる区域は操業してはならない。

点イ 大島郡周防大島町大字小松小松港小松地区A防波堤基部

ロ 柳井市遠崎遠崎漁港沖側防波堤南角

ハ 柳井市と熊毛郡上関町との最大高潮時海岸線における境界点と柳井市平郡ハンドウ島西端を結んだ線と熊毛郡上関町大字室津千葉崎南東端と大島郡周防大島町沖家室南端とを結

んだ線（以下「L線」という）との交点

ニ 点ホと柳井市平郡赤崎北端とを結んだ線とL線との交点

ホ 大島郡周防大島町家房崎

基点A 柳井市と熊毛郡上関町との最大高潮時海岸線における境界線

【別記47】

別記20（共第102号）、21（共第103号）及び22（共第104号）に定める区域及び次の点イ、ロを結んだ線と基点A、点ハ、ニ、ホを順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、自己の所属する漁業協同組合が所有する共同漁業権区域以外の共同漁業権区域及び別記51に掲げる区域は操業してはならない。

点イ 大島郡周防大島町大字小松小松港小松地区A防波堤基部

ロ 柳井市遠崎遠崎漁港沖側防波堤南角

ハ 柳井市と熊毛郡上関町との最大高潮時海岸線における境界点と柳井市平郡ハンドウ島西端を結んだ線と熊毛郡上関町大字室津千葉崎南東端と大島郡周防大島町沖家室南端とを結んだ線（以下「L線」という）との交点

ニ 点ホと柳井市平郡赤崎北端とを結んだ線とL線との交点

ホ 大島郡周防大島町家房崎

基点A 柳井市と熊毛郡上関町との最大高潮時海岸線における境界線

【別記48】

別記22（共第104号）に定める区域及び次の点イ、ロを結んだ線と基点A、点ハ、ニ、ホを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、別記25（共第117号）、26（共第118号）及び27（共第119号）に定める区域以外の共同漁業権区域及び別記51に掲げる区域は操業してはならない。

点イ 大島郡周防大島町大字小松小松港小松地区A防波堤基部

ロ 柳井市遠崎遠崎漁港沖側防波堤南角

ハ 柳井市と熊毛郡上関町との最大高潮時海岸線における境界点と柳井市平郡ハンドウ島西端を結んだ線と熊毛郡上関町大字室津千葉崎南東端と大島郡周防大島町沖家室南端とを結んだ線（以下「L線」という）との交点

ニ 点ホと柳井市平郡赤崎北端とを結んだ線とL線との交点

ホ 大島郡周防大島町家房崎

基点A 柳井市と熊毛郡上関町との最大高潮時海岸線における境界線

【別記49】

次の点イ、ロを結んだ線及びその延長線と点ハ、ニを結んだ線との間の山口県内海（ただし、共同

漁業権区域を除く)。

- 点イ 熊毛郡上関町大字室津千葉崎南東端
- ロ 柳井市平郡ハンドウ岩頂上
- ハ 大島郡周防大島町馬ヶ原七塚東端
- ニ 愛媛県松山市由利島西端

【別記 50】

次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、M、ト、チ、Nの各点を順次結んだ線、SとTとを結んだ線及びUとVとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点A 光市大字浅江字懸山周南流域下水道浄化センター埋立地南西端から護岸沿いに東へ89.

5メートルの点に設置した標柱

- B 光市牛島黒岳南端
 - C 防府市野島定兼鼻南端
 - D 熊毛郡上関町祝島オトモ鼻防波堤東角
 - E 下松市笠戸島火振岬南端
 - F 熊毛郡平生町佐合島蜂巢鼻北端
 - G 光市尾島仏の岩北端
 - H 光市大字室積村梶取岬南端
 - I 光市尾島明神鼻東端
 - J 熊毛郡上関町八島灯台基部
 - K 熊毛郡上関町祝島南西端
 - L 熊毛郡上関町ハウジロ灯台基部
 - M 柳井市ハンドウ島西端
 - N 熊毛郡上関町と柳井市との最大高潮時海岸線における境界点
 - O 柳井市平郡島櫛崎南端
 - P 熊毛郡上関町横島岩戸崎南端
 - Q 柳井市平郡島蛇の池西側角
 - R 熊毛郡上関町大字室津千葉崎南東端
 - S 光市島田川千歳大橋右岸南角
 - T 光市島田川千歳大橋左岸南角
 - U 熊毛郡田布施町田布施川新八海橋右岸北角
 - V 熊毛郡平生町田布施川新八海橋左岸北角
- 点イ Aから199度の線とBとCとを結んだ線との交点
- ロ FからGを見通した線とDとEとを結んだ線との交点
- ハ HからIを見通した線とJからKを見通した線との交点
- ニ Lから180度3,000メートルの点
- ホ Jから160度3,000メートルの点
- へ Jから115度4,000メートルの点
- ト OとPとを結んだ線の中央点

チ MとNとを結んだ線とQとRとを結んだ線との交点

【別記 5 1】

次の点テ、へ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、レ、ソ、ツ、ネ、メ、ラ、ム、ウ、ノ、オ、ク、テを順次結んだ線によって囲まれた区域。

点テ 点ハと基点Aを結んだ線と点へと基点Bを結んだ線との交点

へ 基点Bと大島郡周防大島町大字戸田下荷内島南端とを結んだ線と同町笠佐島東端と柳井市平郡島西北端を結んだ線との交点

ト 基点Cと柳井市阿月高辺鼻北端とを結んだ線上基点Cから300メートルの点

チ 基点Dと基点Eとを結んだ線上基点Dから300メートルの点

リ 基点Eと基点Dとを結んだ線上基点Eから300メートルの点

ヌ 基点Eと基点Fとを結んだ線上基点Eから300メートルの点

ル 基点Eと基点Gとを結んだ線（以下「N線」という）上基点Eから300メートルの点

ヲ N線上基点Gから550メートルの点

ワ 点ヲと基点Hを結んだ線と基点Gと柳井市伊保庄島西端とを結んだ線（以下「O線」という）との交点

カ 基点Hと点ヨを結んだ線とO線との交点

ヨ 基点Eと柳井市裸島頂上を結んだ線上基点Eから300メートルの点

レ 基点Fと大島郡周防大島町大字笠佐島野島頂上を結んだ線上基点Fから300メートルの点

ソ 基点Fと基点Cとを結んだ線上基点Fから300メートルの点

ツ 柳井市伊保庄島南端と基点Cとを結んだ線上島南端から300メートルの点

ネ 柳井市島西端と基点Iとを結んだ線（以下「P線」という）と点ツと基点Jとを結んだ線との交点

メ 基点Kと点ラを結んだ線とP線との交点

ラ 基点Iと基点Kとを結んだ線上基点Iから300メートルの点

ム 柳井市阿月阿月漁港（相の浦）A防波堤北東角と基点Lとを結んだ線上阿月漁港A防波堤北東角から300メートルの点

ウ 柳井市阿月横添鼻東端と大島郡周防大島町大字戸田津海木崎北端とを結んだ線上横添鼻東端から300メートルの点

ノ 柳井市阿月鍋割鼻東端と大島郡周防大島町大字戸田下荷内島北端とを結んだ線上阿月鍋割鼻東端から300メートルの点

オ 柳井市阿月黒崎鼻東端と大島郡周防大島町大字戸田下荷内島南端とを結んだ線上阿月黒崎鼻東端から300メートルの点

ク 基点Aと柳井市平郡ハンドウ島西端とを結んだ線上基点Aから300メートルの点

ハ 基点Aと柳井市平郡ハンドウ島西端を結んだ線と基点Bと大島郡周防大島町沖家室南端を結んだ線との交点

基点A 柳井市と熊毛郡上関町との最大高潮時海岸線における境界点

B 熊毛郡上関町大字室津千葉崎南東端

C 大島郡周防大島町大字日見日見崎西端

- D 大島郡周防大島町大字志佐脇ヶ鼻西端
- E 大島郡周防大島町大字笠佐島野島南端
- F 柳井市伊保庄烏島北端
- G 柳井市伊保庄黒島防波堤基部
- H 柳井市伊保庄馬越川河口左岸東角と基点Eとを結んだ線上馬越川河口左岸東角から300メートルの点
- I 柳井市阿月黒崎北東端
- J 柳井市阿月面影鼻東端と基点Dとを結んだ線上面影鼻東端から300メートルの点
- K 柳井市阿月高辺鼻北端と基点Cを結んだ線上高辺鼻北端から300メートルの点
- L 大島郡周防大島町大字横見彦島頂上

【別記52】

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

基点A 岩国市通津波の浦水路出口中央点に設置した標識

点イ 基点Aから26度1,430メートルの点

点ロ 基点Aから41度1,175メートルの点

点ハ 基点Aから6度625メートルの点

点ニ 基点Aから355度1,027メートルの点

※方位については、特に定めのない場合は真方位とする。

※共同漁業権番号については、令和6年1月1日付けで免許された免許番号による。